

平成 29 年度

財政援助団体等監査報告書

〔指定管理者〕

ユーパレス弁天管理運営共同企業体

合志市監査委員

第1 監査の概要

1 監査の根拠

地方自治法第 199 条第 7 項の規定による監査

2 監査の種別

財政援助団体等監査(公の施設に係る指定管理者監査)

3 監査の対象

- (1) 監査対象団体 ユーパレス弁天管理運営共同企業体(指定管理者)
- (2) 監査対象課 政策部商工振興課(所管課)
- (3) 監査対象施設 合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」

4 監査の範囲

平成 28 年度及び平成 29 年度における公の施設の管理に関する出納その他の事務

5 監査の期間

平成 29 年 11 月 2 日 から平成 29 年 12 月 15 日 まで

6 監査の方法

平成 29 年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、上記監査対象団体及び所管課から必要な資料及び関係書類の提出を求め、書類審査、説明聴取及びその他必要と認められた監査手続きにより実施した。

7 監査の重点項目

- (1) 公の施設は関係法令(条例を含む)の定めるところにより、適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。
- (4) 所管課の指定管理者に対する指導監督は適切に行われているか。

第2 監査対象の概要

1 対象施設の概要

名 称	合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」
所 在 地	合志市野々島 2441 番地 1
竣工時期	平成 13 年 6 月
敷地面積	約 24,500 m ²
本館部分	構造 鉄筋コンクリート構造一部鉄骨造/地上 2 階地下 1 階 ※歩行浴部分 木造平屋
	延床面積 7,373.93 m ²
駐 車 場	5,525 m ²

施設内容 入浴施設、屋内プール施設、一般交流施設(レストラン、トレーニング室、軽運動室、研修室等)、機械室棟施設等

2 設置目的(合志市総合健康センター「ユウパレス弁天」条例)

市民のふれあいと福祉の向上、生涯学習の推進並びに産業の活性化を図る

3 指定管理者の概要等

(1) 名称 ユーパレス弁天管理運営共同企業体

代表者 九州綜合サービス株式会社

構成員 株式会社くまもと健康支援研究所

株式会社アール・ケー・ケー・メディアプランニング

特定非営利活動法人 グランド12

(2) 代表者の概要

名称 九州綜合サービス株式会社

住所 熊本市中央区大江6丁目24番19号

従業員数 約1,100人

設立年月日 昭和48年8月2日

(3) 指定管理導入の目的及び趣旨

当該施設の設置目的をより効果的に達成するため、民間事業者の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とする。

(4) 指定管理者選定経緯

平成25年7月5日 指定管理者募集に係る公告

7月5日～7月19日 募集要項等の配布

7月19日 現場説明会

8月30日 指定管理者指定申請書提出期限

9月2日 指定管理候補者選定委員会(審査要領等の審議)

9月29日 指定管理候補者選定委員会(審査)

10月10日 指定管理者候補者選定通知

12月18日 平成25年第4回定例会にて指定管理者の指定の議決

平成26年3月17日 基本協定書締結

(5) 指定管理業務期間

平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

(6) 指定管理料(決算額)

(単位:円)

26年度	27年度	28年度
15,000,000	9,300,000	8,328,000

(7) 指定管理者が行う業務

- ① 市民のふれあいと健康の維持及び増進に関する業務
- ② 市民の生涯学習と文化交流に関する業務
- ③ 施設の利用の許可に関する事
- ④ 施設の利用料金等の収受に関する事
- ⑤ 施設の維持管理に関する事
- ⑥ 施設内の清掃及び保守に関する事
- ⑦ 温泉施設の運営に関する事
- ⑧ プール施設の運営に関する事
- ⑨ トレーニングルーム等公共的施設の運営に関する事
- ⑩ レストラン・売店の設置及び運営に関する事
- ⑪ 駐車場の管理及び調整に関する事
- ⑫ その他、総合健康センターの設置の目的を達成するために必要な業務

(8) 収支の状況(平成 28 年度)

(単位:円)

対象団体	収 入	支 出	収支差額
ユーパレス弁天 管理運営共同企業体	271,921,729	271,117,004	804,725

※収支の状況の数値は、指定管理者の事業報告書の数値による。

(9) 組織 (平成 29 年 11 月 15 日現在)

ユーパレス弁天管理運営共同企業体は、役員として、代表 1 人、副代表 1 人、総務総括役員 1 人、イベント総括役員 1 人、事業企画広報役員 1 人を置き、支配人を含む社員 12 人及びパート社員 36 人により構成されている。

(10) 利用状況

施設名	区 分	28 年度	27 年度	前年度比(%)
	開館日数(日)	340	354	96.0
温 泉	利用可能日数(日)	340	354	96.0
	利用日数(日)	340	354	96.0
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0
	入場者数(人)	313,607	291,131	107.7

プール	利用可能日数(日)	289	336	86.0
	利用日数(日)	289	336	86.0
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0
	入場者数(人)	117,833	72,423	162.7
トレーニングルーム	利用可能日数(日)	337	336	100.3
	利用日数(日)	337	336	100.3
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0
	入場者数(人)	36,606	25,448	143.8
レストラン	利用可能日数(日)	336	354	94.9
	利用日数(日)	336	354	94.9
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0
宴会	利用可能日数(日)	340	354	96.0
	利用日数(日)	207	218	95.0
	利用率(%)	60.9	61.6	98.9
	利用件数(件)	377	350	107.7
売店	利用可能日数(日)	340	354	96.0
	利用日数(日)	340	354	96.0
	利用率(%)	100.0	100.0	100.0

※利用率:「利用日数÷利用可能日数×100」により算出

第3 監査の結果

合志市総合健康センター「ユーパレス弁天」は、市民のふれあいと福祉の向上、生涯学習の推進を目的に平成13年7月に開館した。県内最大規模の総合型健康施設として、温泉、プール、トレーニングルーム、レストランなどを有している。今年で開館17年目を迎え、9月には総入館者数が800万人に達した。また、平成28年2月には、当該施設の隣に物産館「クラッシーノ・マルシェ」がオープンし、「市民の健康」と「産業の健康」を創造する拠点として充実が図られてきた。

指定管理者は4つの法人で構成されている共同企業体であり、それぞれが培ってきた実績と管理運営ノウハウを発揮し、当該施設を管理している。売上、入館者数ともに年々増えており、市民サービスの向上、収益増において指定管理者の努力がうかがえる。

所管課においては今後も、指定管理者制度を導入した所期の目的の達成や基本協定書等の検証のため、指定管理者と連携を密にしていきたい。さらに、当該施設の設置目的達成のために一層努力されることを望むものである。

施設の管理に関する出納その他の事務は、関係法令等に沿っておおむね適正に執行されていたが、改善又は検討を要する事項について、以下に記述する。

<指定管理者>

- (1) 施設の維持管理に関する業務については、保守点検や清掃など詳細業務が仕様書に定められているが、これらに係る業務委託契約書類が適正に管理されていない。

- (2) 事業報告書中の施設維持管理業務実績において、エレベーター保守点検、AED保守、塩素自動注入器保守、受水槽設備清掃などの業務実施が報告漏れとなっていた。
- (3) 事業報告書中の収支決算書における支出項目については、具体的な項目を記載されたい。また、収支差額と通帳残高の整合性が図られていないため、収支決算書の正確性を検証することができなかった。両者を一致させるか、その差について内容と金額を把握できる会計資料を作成することが求められる。
- (4) 経理規程第 6 条に帳簿等の保存期間が規定されており、全ての帳簿等が 5 年間の保存期間となっている。各構成員の決算や確定申告等に関わる証拠書類となるため、法人税法や会社法と照らし合わせ、保存期間の見直しを図られたい。
- (5) 市が貸与している備品について、使用不能のまま廃棄手続されず保管されているものが数点見受けられた。また、廃棄処分されているにもかかわらず、備品一覧に登録されたままになっているなど適正な備品管理が行われていない。

<所管課>

- (1) 指定管理者から提出された事業報告書を単に供覧に止めるのではなく、報告内容の精査及び承認を慎重に行われたい。
- (2) 基本協定書第 45 条の規定では、自主事業は指定管理業務の範囲外であり、指定管理者の責任と費用により実施するものとされている。自主事業の取扱いを整理し、その位置付けを明確にされたい。
- (3) 指定管理に係る基本協定書の管理備品一覧と所管課の備品台帳一覧に差異が見受けられた。早急に備品台帳を整備されたい。

なお、事務処理における助言及び指摘した軽易な事項については記述を省略した。